二号イ中「百分の九十五以上百分の百四十八以下」を「百分の八十七以上百分の百三十六以下」に、「百分の百四十一以上百分の二百八以下」を「百分の百三十二以上百分の百九十五以下」に改め、同号ロ中「百分の七十八・五以上百分の九十五未満」を「百分の七十二以上百分の八十七未満」に、「百分の百九以上百分の百四十一未満」を「百分の百二以上百分の百三十二未満」に改め、同号ハ中「百分の六十二」を「百分の五十七」に、「百分の七十七」を「百分の七十二」に改め、同号ニ中「百分の六十二未満」を「百分の五十七未満」に、「百分の七十七未満」を「百分の七十二未満」に改め、同項第三号イ中「百分の八十・五以上百分の百六十以下」を「百分の八十・五以上百分の百五十以下」に、「、百分の八十」を「、百分の七十五」に改め、同号ロ中「百分の七十五」を「百分の七十」に改め、同号ハ中「百分の七十五未満」を「百分の七十未満」に改める。

第十三条の二第一項第一号イ中「百分の三十五超」を「百分の三十超」に、「百分の四十五超」を「百分の四十超」に改め、同号ロ中「百分の三十五」を「百分の三十」に、「百分の四十五」を「百分の四十」に改め、同号ハ中「百分の三十五未満」を「百分の三十未満」に、「百分の四十五未満」を「百分の四十未満」に改め、同項第二号イ中「百分の三十七・五以上」を「百分の三十二以上」に、「百分の五十三以上」を「百分の四十六・五以上」に改め、同号ロ中「百分の三十三」を「百分の二十八」に、「百分の四十」を「百分の三十五」に改め、同号ハ中「百分の三十三未満」を「百分の二十八未満」に、「百分の四十未満」を「百分の三十五未満」に改め、同項第三号イ中「六月に支給する場合においては」及び「、十二月に支給する場合においては百分の四十五超（事務次官等にあつては、百分の四十五）」を削り、同号ロ中「六月に支給する場合においては」及び「、十二月に支給する場合においては百分の四十五」を削り、同号ハ中「六月に支給する場合においては」及び「、十二月に支給する場合においては百分の四十五未満」を削る。

第十五条に次の一項を加える。

2　前項に定めるもののほか、次に掲げる額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

一　給与法附則第八項第六号に規定するそれぞれその基準日現在において同項の特定職員が受けるべき俸給月額及び専門スタッフ職調整手当の月額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額並びに俸給月額に対する研究員調整手当の月額の合計額（給与法第十九条の四第五項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該合計額に、当該合計額に第四条の三第二項に定める割合を乗じて得た額（第四条の四第一項各号に掲げる職員（以下この号において「管理監督職員」という。）にあつては、その額に、俸給月額に同条第二項各号に掲げる割合を乗じて得た額を加算した額）（給与法附則第八項第一号の最低号俸に達しない場合にあつては、同項第六号に規定するそれぞれその基準日現在において同項の特定職員が受けるべき俸給月額減額基礎額（同項第一号の俸給月額減額基礎額をいう。以下この号において同じ。）及び同項第二号の専門スタッフ職調整手当減額基礎額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額並びに俸給月額減額基礎額に対する研究員調整手当の月額の合計額（給与法第十九条の四第五項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該合計額に、当該合計額に第四条の三第二項に定める割合を乗じて得た額（管理監督職員にあつては、その額に、俸給月額減額基礎額に第四条の四第二項各号に掲げる割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額）

二　給与法附則第八項第七号に規定する勤勉手当減額対象額（同項第一号の最低号俸に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額）

附　則

この規則は、平成二十二年十二月一日から施行する。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九―四九（地域手当）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十二年十一月三十日

人事院総裁　江利川　毅

人事院規則九―四九―三八

人事院規則九―四九（地域手当）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―四九（地域手当）の一部を次のように改正する。

附則第二条中「附則別表第一」を「附則別表」に改める。

附則第四条から第十五条までを削る。

附則第十六条中「附則第二条から前条まで」を「前二条」に改め、同条を附則第四条とし、同条の次に次の一条を加える。

（給与法附則第八項の規定により地域手当の額から減ずる額に関する端数計算）

第五条　給与法附則第八項第三号、第六号及び第七号並びに第十項に規定する地域手当の月額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもつて当該地域手当の月額とする。

附則別表第二及び附則別表第三を削り、附則別表第一を附則別表とする。

附　則

この規則は、平成二十二年十二月一日から施行する。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九―五五（特地勤務手当等）等の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十二年十一月三十日

人事院総裁　江利川　毅

人事院規則九―五五―一〇四

人事院規則九―五五（特地勤務手当等）等の一部を改正する人事院規則

（人事院規則九―五五の一部改正）

第一条　人事院規則九―五五（特地勤務手当等）の一部を次のように改正する。

第二条第三項第四号中「減額改定対象職員（」を「平成二十一年度減額改定対象職員（」に改め、同項に次の一号を加える。

五　前項各号に定める日が平成二十二年四月一日から同年十一月三十日までの間にある職員（その日に平成二十二年度減額改定対象職員（一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第五十三号）附則第三条第一項第一号に規定する減額改定対象職員をいう。第四条第三項第三号において同じ。）であつた者に限る。）　前項中「受けていた俸給及び」とあるのは、「係る俸給について一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第五十三号。以下この項において「平成二十二年改正法」という。）の施行の日における平成二十二年改正法第一条の規定による改正後の給与法の規定及び平成二十二年改正法第七条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成十七年法律第百十三号）附則第十一条の規定によるものとした場合の俸給の月額並びに当該定める日に受けていた」とする。

第二条第四項第一号及び第二号中「前項第四号」の下に「又は第五号」を加え、同項第三号中「含む。」の下に「以下この項において同じ。」を加え、「当該数」を「育児休業法第十七条の規定により読み替えられた勤務時間法第五条第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数」に改め、「前項第四号」の下に「又は第五号」を加え、同項第四号中「任期付短時間勤務職員」の下に「（以下「任期付短時間勤務職員」という。）」を加え、「当該数」を「育児休業法第二十五条の規定により読み替えられた勤務時間法第五条第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数」に改め、「前項第四号」の下に「又は第五号」を加える。